

長野県PRキャラクター「アルクマ」着ぐるみ貸出し及び使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県観光スポーツ部観光誘客課（以下「観光誘客課」という。）が管理する、長野県PRキャラクター「アルクマ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 借受けを希望する場合は、「長野県PRキャラクター『アルクマ』着ぐるみ借受申請書」（様式第1号）を観光誘客課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出しの承認)

第3条 観光誘客課長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が長野県のPRや、長野県の振興に資すると認められるときは、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを条件として、着ぐるみの貸出しを承認する。なお、同日に複数の申請があった場合は抽選により借受人を選定する。

- (1) 長野県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
 - (3) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) その他、観光誘客課長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。
- 2 観光誘客課長は、着ぐるみの貸出しを承認するときは、「長野県PRキャラクター『アルクマ』着ぐるみ貸出承認書」（様式第2号）を借受申請者に交付する。
- 3 借受けの申請は、貸出日の30日前までとし、複数の申請があった場合は、抽選で借受人を決定する。なお、90日前までに申請があった場合は、特定の事由に限り、観光誘客課で協議の上、予め借受人を決定することができる。
- 4 30日前までに申請がない場合は、貸出日の10日前まで申請受付期間を延長するものとする。なお、この期限内に申請があった場合は、原則として先着順で借受人を決定する。

(貸出し等)

第4条 貸出しの承認を受けた者は、県が指定する場所、長野県庁（観光誘客課）、上田地域振興局（商工観光課）、上伊那地域振興局（商工観光課）、松本地域振興局（商工観光課）、名古屋観光情報センター、大阪観光情報センター又は銀座 NAGANO（信州首都圏総合活動拠点）のいずれかに来庁して着ぐるみを借り受ける。

- 2 着ぐるみを借り受けた者（以下「借受人」という。）は、原則として、借り受けた場所にて、職員の点検を受けて返却する。
- 3 着ぐるみの借受け及び返却時間は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- 4 借受け及び返却に要する費用は、借受人が負担する。
- 5 貸出しは無料とする。
- 6 返却後、「『アルクマ』使用報告書」を観光誘客課まで提出することとする。
- 7 貸出期間は、原則として 5 日以内とする。

（遵守事項）

- 第 5 条 借受人は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。
- 2 借受人は、別記「『アルクマ』使用上の注意」を遵守しなければならない。
 - 3 借受人は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
 - 4 借受人が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、速やかに「長野県 PR キャラクター『アルクマ』着ぐるみ汚損（紛失）届」（様式第 3 号）を観光誘客課長に提出しなければならない。
 - 5 借受人が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、借受人の責任と負担により必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

（承認内容の変更）

- 第 6 条 第 3 条の規定に基づく承認を受けた者が、その承認内容の変更を希望するときは、あらかじめ「長野県 PR キャラクター『アルクマ』着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（様式第 4 号）を観光誘客課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認については、第 3 条の規定を準用する。

（承認の取消し）

- 第 7 条 観光誘客課長は、借受人がこの規程に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。この場合において、観光誘客課は、当該承認の取消しによって生じた損害について責任を負わない。
- 2 前項の承認の取消しは、「長野県 PR キャラクター『アルクマ』着ぐるみ貸出承認取消通知書」（様式第 5 号）をもって行う。
 - 3 第 2 項の規定により貸出しの承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに借り受けた着ぐるみを返却しなければならない。

（観光誘客課の責任）

- 第 8 条 観光誘客課は、着ぐるみの使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出事務及び使用方法について必要な事項は、観光誘客課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月25日から施行する。